

新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅の登録基準の概要

沖縄県版

規模及び構造、設備の基準	● 一般の共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・各住戸面積が18㎡以上 ・各戸が台所、便所、収納設備、浴室等を備えていること (台所、便所、収納設備、浴室等は、共用部分に備えた場合住戸内になくてもよい) ・消防法の規定に違反していないこと ・建築基準法の規定に違反していないこと ・耐震性を有すること ・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ・入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲が入居を不当に制限しないものであること
	●(シ 同エ 居ア 住ハ 型ウ 住ス 宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅全体の面積が15㎡×N+10㎡以上(N:居住人数、N≥2) ・専用居室の面積が9㎡以上 (収納設備面積を含み、その他の設備の床面積を除く) ・共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面、洗濯室、浴室等を設けること (各専用居室に備えられている場合は共用部分に備えることを不要) ・便所、洗面、浴室等は、居住人数5人につき1か所の割合で設けること ・消防法の規定に違反していないこと ・建築基準法の規定に違反していないこと ・耐震性を有すること ・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ・入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲が入居を不当に制限しないものであること